時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千五百十三號
明治廿二年十二月廿四日火曜日（甲戌）
舊曆己丑十二月三日
日出午前六時五十分　日入午後四時三十二分
月出午前八時二十四分　月入午後六時二十分
滿潮午前六時零七分　午後六時三十三分
（西曆一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價郵送廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一回限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

商工社會に藩閥を作る可らず

今の日本國は政治の國なり社會凡百の事項中政治は獨り出群にして其勢力の强大なる學問宗教商工業等の社會を動かして殆んど意の如くならざるなし然るに此政治社會に所謂藩閥なるものあり今を去ること廿餘年、王政維新の其時に國事に奔走したる强藩の人が爾來政治上の權力を握り當時第一流の人々が次第に黄土に歸するに隨ひ第二流が代りて青雲に上り第三流も亦要衝を得るの地に近づき政治社會の好位地は殆んど之を專有して恰に藩閥の勢を成したるは隠れもなき事實にして凡そ人間互に相知るに非ざれば事を托するに不安心なるは人情の自然あるが故に藩閥既に勢を成すからには政治上に於て人物を用るにも何か其藩に縁故ある者を採るが如きは固より怪しむに足らざる所あり然るに前に云へる如く日本は政治の國にして其勢力强大なるが爲め民間商工業の人々も亦先づ政治上の藩閥人に依り一旦其歡心を得るときは職業上の諸請願も先づ以て通用し易く政府内部の事情より諸規則發布の模樣も知れて投機家及び活潑なる商人は一攫千金の機を求め易く政府の新調品注文は多く其手に落ち來りて之を請負ふこと甚だ易く結局日本の商工業家は藩閥人に依らざる可らずとの觀相を呈せしかば商工諸會社を發起する者も藩閥人を社長にし若くは之を重役にすれば政府と會社との關係も自から相密接して何に就けても好都合ならんとて利に走るの人情、人の能不能を問ふに暇あらずして偏に藩閥人を戴かんことを謀り其社長たり重役たる者が我れより進んで此位地を望むのみならず苟も藩閥人とあれば發起人若くは株主の方より迎へて之に依らんとする内情なきにあらず且つ我が商工大會社中には往々政府より特別の保護を與ふるの故を以て社長以下役員皆藩閥の者も少なからず斯て政府は重役を撰むに重もに藩閥縁故の人を以てするも自然の情實にして試に今の商工社會を見るに鐵道銀行船業製造業等の諸會社を始として重要の位地に藩閥人を見受けざる者なく甚だしきは日本に出店して政府諸用度の注文を受けんとする外國商も早く已に其邊の機を探知し先づ藩閥人を雇ふて之に注文品周旋役を命し閥脈重要なる者の親戚などは其無用の人たるを知るも時に彼の急所を押へるの具に供せんとして平常高給を與へ置く其趣は昔し羽が戰國の名將が彼の泣男を養ひたるに異ならず何れも事の實相を窺ふ可き者にして今日の儘に過ぎ去りたらんには藩閥は政治上に止まらず商工社會にも傳染して愛に一種の商閥を生じ人情自然の致す所、商閥人の間柄に於ては金融貸借の都合もよく凡そ民間大會社の首位は閥人之れを占むるが爲め投機若くは興業等に於て聯合攻防の策を立つるとも易く政治上の藩閥と事業上の商閥と俯仰相助勢して閥人常に得意なる中に閥外人は甚だ不仕合なるが如き奇相を呈することなしと云ふ可らず我輩は人の營利に競進するとを嫌はず人々銘々の力を以て自から其の勢力を作るは是れ即ち人間にして人間を以て社會を壓するは男兒の功業なる可しと雖ども政治上の藩閥を假りて之を商工社會に移し功名富貴を一處に集めて不相應の勢力を作らんとせば忽ち天下の怨府と爲り商工社會の爲めに謀りて獨り不便利なるのみならず閥人自から保たんとするにも亦不得策なるが故に藩閥人中の長老輩は深く其前途を思慮して之れに處するの長計を立てざる可らざるなり

官報

○朕運用術練習艦條例ヲ廢シ高等水兵練習艦條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十二年十二月廿一日　内閣總理大臣公爵三條實美　海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第百三十號

高等水兵練習艦條例

第一條　高等水兵練習艦ハ横須賀鎭守府ニ屬シ兵曹ト爲ルヘキ水兵ヲ敎育スル所トス○第二條　高等水兵練習艦ニ於テ敎育スル水兵ヲ高等水兵練習艦練習生ト稱ス」練習生ハ員外乘員トス」練習生ノ人員ハ海軍大臣毎年之ヲ定ム○第三條　高等水兵練習艦ニ軍艦條例第十條ニ掲クル職員ノ外左ノ職員ヲ置ク」敎官　大尉　本艦在職ノ者ヲ以テ兼補ス○第四條　艦長ハ軍港司令官ノ指揮ヲ受ケ軍艦條例第十一條ニ掲クルモノ、外敎務ヲ統理スルコトヲ掌ル○第五條　副長ハ軍艦條例第十三條ニ掲クルモノ、外敎務ヲ整理スルコトヲ掌ル○第六條　敎官ハ各科ノ敎授及試驗ノ事ヲ掌ル

朕砲術練習艦條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十二年十二月廿一日　内閣總理大臣公爵三條實美　海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第百三十一號

砲術練習艦條例

第一條　砲術練習艦ハ横須賀鎭守府ニ屬シ尉官上等兵曹商船學校生徒ニ砲術ヲ敎授シ掌砲兵ト爲ルヘキ兵曹水兵ヲ敎育スル所トス○第二條　砲術練習艦ニ於テ敎育スル兵曹水兵ヲ砲術練習生ト稱ス」砲術練習生ハ高等水兵練習艦卒業者及掌水雷兵ヨリ採用ス○第三條　砲術ノ敎授ヲ受クル尉官上等兵曹及砲術練習生ハ員外乘員トス砲術ノ敎授ヲ受クル尉官上等兵曹及砲術練習生ノ人員ハ海軍大臣毎年之ヲ定ム○第四條　砲術練習艦ニ軍艦條例第十條ニ掲クル職員ノ外左ノ職員ヲ置ク」敎官　大尉　本艦在職ノ者ヲ以テ兼補ス○第五條　艦長ハ軍港司令官ノ指揮ヲ受ケ軍艦條例第十一條ニ掲クルモノ、外敎務ヲ統理スルコトヲ掌ル○第六條　副長ハ軍艦條例第十三條ニ掲クルモノ、外敎務ヲ整理スルコトヲ掌ル○第七條　敎官ハ砲術敎授及試驗ノ事ヲ掌ル

朕水雷術練習艦條例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十二年十二月廿一日　内閣總理大臣公爵三條實美　海軍大臣伯爵西鄕從道

勅令第百三十二號

水雷術練習艦條例

第一條　水雷術練習艦ハ横須賀鎭守府ニ屬シ尉官機關士上等兵曹ニ水雷術ヲ敎授シ掌水雷兵ト爲ルヘキ兵曹水兵ヲ敎育スル所トス○第二條　水雷術練習艦ニ於テ敎育スル兵曹水兵ヲ水雷術練習生ト稱ス」水雷術練習生ハ高等水兵練習艦卒業者及掌砲兵ヨリ採用ス○第三條　水雷術ノ敎授ヲ受クル尉官機關士上等兵曹及水雷術練習生ハ員外乘員トス水雷術ノ敎授ヲ受クル尉官機關士上等兵曹及水雷術練習生ノ人員ハ海軍大臣毎年之ヲ定ム○第四條　水雷術練習艦ニ軍艦條例第十條ニ掲クル職員ノ外左ノ職員ヲ置ク」敎官　大尉　本艦在職ノ者ヲ以テ兼補ス○第五條　艦長ハ軍港司令官ノ指揮ヲ受ケ軍艦條例第十一條ニ掲クルモノ、外敎務ヲ統理スルコトヲ掌ル○第六條　副長ハ軍艦條例第十三條ニ掲クルモノ、外敎務ヲ整理スルコトヲ掌ル○第七條　敎官ハ水雷術敎授及試驗ノ事ヲ掌ル

○東京府告示第百十號

明治二十三年二月一日左ノ如ク府會議員ノ改撰ヲ行フ撰擧會ハ同日午前八時ヨリ投票函閉鎖ハ同日午後一時トス

明治二十二年十二月廿三日　東京府知事男爵高崎五六

麴町區	二人
日本橋區	一人
芝區	二人
赤坂區	一人
牛込區	一人
本郷區	二人
淺草區	三人
深川區	一人
東多摩郡	二人
北豐嶋郡	二人
南葛飾郡	一人
神田區	二人
京橋區	三人
麻布區	一人
四谷區	二人
小石川區	一人
下谷區	二人
本所區	二人
荏原郡	二人
南豐嶋郡	二人
南足立郡	二人

○東京府告示第百十一號

明治二十三年二月一日本所區ニ於テ府會議員一名ノ補闕撰擧ヲ行フ撰擧會ハ同日午前八時ヨリ投票函閉鎖ハ同日午後一時トス

明治二十二年十二月廿三日　東京府知事男爵高崎五六

○文官高等試驗　文官試驗局に於ては曩に公告する所に依り本年十月二十一日より高等試驗を施行し本月十一日を以て完了せり筆記試驗は本年十月二十一日より同二十八日までを以てし口述試驗は去月二十一日より本月十一日までを以てせり筆記試驗の受驗人は百五十八人（行政官の試補出願者三十八人、司法官の試補出願者百二十人）にして内缺席したる者十八人、落第したる者七十六人、及第したる者六十四人又口述試驗の受驗人は六十四人（行政官の試補出願者十一人、司法官の試補出願者五十三人）にして内缺席したる者三人、不合格者四十四人、合格者十七人（行政官の試補出願者四人、司法官の試補出願者十三人）なり筆記試驗の受驗人百五十八人中明治二十年七月勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則第十七條第三項（特別認可學校の卒業證書を有する者）に依る者百二十一人、同年十二月勅令第六十四號五箇年以上官務に從事し判任官五等以上に敍せられたる者）に依る者三十七人なり口述試驗の受驗人六十四人中同年七月勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則第十七條第三項に依る者五十七人同年十二月勅令第六十四號に依る者七人なり合格者十七人中同年七月勅令第三十七號文官試驗試補及見習規則第十七條第三項に依る者十三人、同年十二月勅令第六十四號に依る者四人なりとす筆記試驗の問題は左の如し

行政官

大藏省ノ試補出願者問題

民法

一　無効ノ契約ト無効ト爲シ得ヘキ契約トノ差異如何（英）
[illegible]

[illegible]